

2022年7月29日

受検者の皆様へ

茨城県職業能力開発協会

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年前期技能検定の開催にあたり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び厚生労働省の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」の趣旨に沿って運営いたしております。

受検者の皆様におかれましては、安全な状態で試験に臨めるよう、感染予防に気を配り、試験当日までの体調管理に努めていただきますようお願い申し上げます。

- 1 受検票に同封される「健康状態等申告書」に一つでも該当する場合、受検できません。
- 2 濃厚接触者については、勤務先・通学先・保健所等から行動制限が課されている方、また国や県の対応方針に示されるとおり、待機期間の見直しや検査キットを用いた検査での陰性が確認された場合による待機期間短縮の適用が認められる場合においても、技能検定受検は感染拡大等のリスクが生じることから、感染者と最後に接触した日から7日間が経過するまでは、受検できません。

※今後の感染状況による政府や国、県による対応方針に変更が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症対策について、個々のご要望にはお応えいたしかねます。

受検料は、受検案内に示されるとおり、試験中止以外は理由のいかんに関わらず返金には応じられません。